発注情報詳細

１ 契約番号	５０８１００１０３４
２ 件名	川崎区役所ほか１か所防災機能強化改修その他工事
３ 履行場所	川崎市川崎区東田町８番地ほか１か所
４ 履行期間 /履行日数	契約の日から令和９年１０月２９日まで
５ 工事概要	（１）川崎区役所 ア　耐震対策工事 （ア）天井対策工事 （イ）耐震扉化工事 イ　インフラ途絶対策工事 （ア）応急業務エリアの電源を既設発電機負荷へ接続改修 （２）川崎消防署 ア　浸水対策工事 （ア）止水板設置工事 （イ）耐震扉化工事 （ウ）ＵＧＳ嵩上げ工事 （エ）逆流防止工事
６ 一般競争入札 参加資格	（１）川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （２）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 （３）次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 （４）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 （５）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ｂ」で登録されていること。 （６）令和７・８年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条（１）イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 （７）「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 （８）有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 （９）建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 （10）監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

	※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「１１　注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第２６条第３項ただし書及び同項第２号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が１億円未満（建築一式工事については２億円未満）の工事については２現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
７　入札参加申込を行う時に必要な書類	（１）電子入札システムによる申込を行う場合 添付書類不要 （２）紙により入札参加申込を行う場合 ア　一般競争入札参加申込書 イ　建設業退職金共済制度加入が確認できる書類 ６（３）アに該当する場合は、「不要」 ６（３）イに該当する場合は、「有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し」 ６（３）ウに該当する場合は、「建設業退職金共済加入履行証明書」 （※過去３か月以内に証明を受けたものに限る。）
８　設計図書類	設計図書類の取得 本工事は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」の欄の「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。
９　落札候補者が提出する書類	（１）配置予定技術者届（第１号様式その１） （２）配置予定技術者の資格を確認できる書類 （３）配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類 （４）下請契約に関する誓約書（第３号様式） （５）類似工事施工等実績確認（申請）書 （６）配置予定技術者届（監理技術者補佐用）（第１号様式その３） （７）人員の配置を示す計画書 ※　各種様式は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」からダウンロードしてください。 ※　（１）～（４）、（６）～（７）は、１３　契約事務担当に記載のメールアドレス宛てに送付してください。 ※　（４）～（７）は、必要な場合のみ提出してください。 ※　技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合は、「営業所における専任技術者証明書」の提出を求める場合があります。

	※　契約事務担当において、本工事に係る建設業許可又は経営事項審査結果が確認できない場合は、本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類や有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（直近のものに限る。）の提出を求める場合があります。
10　契約手続等	次により契約を締結します。 （１）契約書の作成　要 （２）契約保証金　入札公表詳細を参照のこと。 （３）前払金　入札公表詳細を参照のこと。 中間前払金の適用については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」の中の「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。
11 注意事項	（１）「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 （２）本工事は、入札時積算数量書活用方式試行実施の対象工事です。 入札参加者が入札時積算数量書を活用することにより、積算の効率化を図ることや工事請負契約締結後において、積算数量に疑義がある場合に受発注者間の協議を行うことができます。 入札時積算数量書活用方式については下記を御覧ください。 URL: https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000185325.html
12 工事担当課（積算内容の閲覧場所及び疑義申立て先）	まちづくり局施設整備部公共建築担当（川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎１９階） 電話：０４４（２００）２９６７ メールアドレス：50kouken@city.kawasaki.jp
13 契約事務担当	財政局資産管理部契約課 窓　　口：川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎１６階 郵便宛先：〒２１０－８５７７ 川崎市川崎区宮本町１番地 電話：０４４（２００）２１００（建築契約係）　ＦＡＸ：０４４（２００）９９０１ メールアドレス：23keiyak@city.kawasaki.jp